



1月25日附 災害時における通勤及び勤務の取扱いに関する申し入れ提出！ 申2号 申3号

新潟地本は申1号「障害休暇」及び「り災休暇」の適用を求める緊急申し入れを提出し、新潟支社に早急な対応を求めていました。団体交渉が開催されない中で、現在も社員は職場で「支社からの返答待ち」という状況におかれています。被災した社員は出勤の意思があっても交通手段がないため何日も年休を申請せざるを得ない環境でした。申1号団体交渉の早期開催を求め申2号として申し入れました。

また通勤や勤務の取り扱いの指示を巡って職場により対応が異なるなど、多くの疑問が新潟地本に寄せられています。新潟地本として今後にわたって同様の問題を生じさせないためにも、申3号を新潟支社に申し入れました。

■ 申2号 申し入れ項目 ■

- 申1号「障害休暇」及び「り災休暇」の適用を求める緊急申し入れに対する団体交渉を早期に開催すること。

■ 申3号 申し入れ項目 ■

- 交通遮断時における通勤の考え方を明らかにすること。
- 「障害休暇」及び「り災休暇」適用の判断はどこが行うのか明らかにすること。
- 出勤する意思があるにも関わらず出勤手段がない場合の指示を明確にすると共に指示する側、指示を受ける側の教育を徹底すること。
- 自家用車への「乗り合わせ」での出勤指示は行わないこと。
- 企画部門を含む全系統の雪害に対応する要員確保の考え方について明らかにすること。
- 休日明示の変更及び勤務変更は変更事由等を社員に通知すること。
- 就業規則88条の2に基づく待機と休養の指示は時刻を明示した上で適正に行うこと。
- 運休の決定等状況に応じて必要な出面を確保し、それ以外は自宅待機（免除）とすることで3密を回避すること。

被災した社員のためにも速やかな団交開催を求める！